

赤穂市総合計画後期基本計画及び総合戦略策定支援業務 仕様書

1. 業務名

赤穂市総合計画後期計画及び総合戦略策定支援業務

2. 業務の目的

本業務は、「2030赤穂市総合計画前期基本計画」の計画期間が令和7年度をもって終了することを受けて、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「2030赤穂市総合計画後期基本計画」を策定することを目的とする。

また、人口減少克服・地方創生を目的とした「2025赤穂市総合戦略」の計画期間が令和7年度をもって終了することを受けて、令和8年度から令和12年度までを計画期間とした「2030赤穂市総合戦略」を策定する。本業務は、上記計画を策定するにあたり、民間の豊富な知見と高い専門的スキルを活用し、計画策定に係る業務を円滑に遂行することを目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 業務の概要

【令和6年度業務】

(1) 市の現況把握及び構造の分析

市及び県等の既存地域資料（各種計画書等）を収集・分析するとともに、現況基礎データを収集・整理し、計画策定の基礎とする。

(2) 現行計画の進捗状況の確認

現行計画の施策ごとに達成度を評価するために、各課に向けたシート調査を実施する。シートのフォームの提案や調査結果のとりまとめ等を行うとともに、計画への反映を行う。

ア 総合計画前期基本計画

現行計画の施策、目標指標等の進捗・達成状況等を把握し、その効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

イ 総合戦略

総合戦略の具体的な取組の進捗状況やKPI（重要業績評価指標）等の達成状況について把握し、それぞれの効果や達成状況の要因、課題等を評価・検証する。

(3) 住民ワークショップ実施支援

住民参画の一環として、基本構想で設定するまちの将来像を住民とともに考えるためのワークショップ（3回程度）を実施する。実施に際しては、必要な支援（企画提案、資料作成、ファシリテーターの配置等）を行い、総合計画への反映を行う。

(4) 将来人口の推計

総合戦略に包含している人口ビジョンについて、直近の国勢調査結果等に基づき、将来人口を推計する。人口推計結果は、必要に応じて、総合計画で設定している目標人口設定の検討資料とする。

(5) 主要課題の整理

(1)から(4)までの調査結果や収集した情報を踏まえ、総合計画後期基本計画及び総合戦略の策定に向けたまちづくりの課題について、体系的に整理する。

【令和7年度業務】

(6) 総合計画後期基本計画及び総合戦略案の策定

基礎調査の結果等をもとに計画素案を策定し、事務局との打合せや審議会等での協議・調整を踏まえて補修正する。

(7) パブリック・コメントの実施支援

総合計画後期基本計画の庁内案がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行う。

(8) 審議会等の運営支援

各種会議等について、運営支援（資料原案の作成、議事要旨作成、必要に応じて会議への出席）を行う。会議の開催回数は下記のとおりを想定とする。

【令和6年度】

- ① 総合計画策定研究員会 4回
- ② 総合計画審議会 2回
- ③ 総合戦略推進委員会 1回

【令和7年度】

- ④ 総合計画審議会 2回
- ⑤ 総合戦略推進委員会 2回

(9) 法令や制度などの動向に関する情報提供

まちづくり分野に関する法令改正や制度変更はめまぐるしく動いており、本業務を行う上で法令や各種制度の動向を常に把握し検討していく必要がある。本業務の期間内において、法令改正や制度変更の情報をとりまとめ、逐次情報提供すること。情報提供内容は「対象法令名、関係省庁、可決成立年月日、法令概要・制度概要等」を分かりやすくとりまとめ、まちづくりに関する分野を網羅すること。

(10) 計画書及び概要版の印刷製本

確定した後期基本計画及び概要版の印刷製本を行う。「5. 成果品」の仕様に基づき、印刷を行うとともに、ホームページ公開用のPDFデータを用意すること。

5. 成果品

- (1) 総合計画本編
A4判、180頁程度、表紙4色刷、本文4色刷、700部
- (2) 総合計画概要版
A4判、8頁、データ納品
- (3) 総合戦略本編
A4判、60頁程度、表紙4色刷、本文4色刷、200部
- (4) その他関係資料一式
データ納品

6. その他

- (1) 本業務を進めるにあたって、個人情報及びプライバシーの保護が必要であることから、受託者は、赤穂市個人情報保護法施行条例を順守するとともに、個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システム(プライバシーマーク、ISMS)を有し、社内ルールや法令順守の仕組みを整備すること。
- (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。